

## 茨城県立図書館雑誌スポンサー制度事務取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、茨城県立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成27年9月1日施行。以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する社会貢献活動への参加を広告の掲出により周知することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領における用語の定義は、この要領に定めのない限り、要綱による用語の定義によるものとする。

(周知の方法及び規格等)

**第3条** 周知の方法及び規格等は、次のとおりとする。

- (1) スポンサー誌の最新号カバー表面に、スポンサー名の表示をすることができる。スポンサー名の表示は図書館が作成する。
- (2) スポンサー誌の最新号カバー裏面に、裏表紙と同じサイズ以内の大きさで広告を1枚掲出することができる。
- (3) 配架する雑誌架の扉に縦18センチメートル、横21センチメートル以内の大きさで広告を1枚掲出することができる。
- (4) 広告の掲出期間は、要綱第11条に定めるスポンサー誌の提供期間とする。

(広告内容の変更)

**第4条** 雑誌スポンサーは、掲出広告の内容を変更しようとする場合は「雑誌スポンサー広告内容変更申込書（様式第4号）」により、広告原稿を掲出希望日の10日前までに館長に提出し、審査を受けなければならない。

2 広告内容の変更は、毎月1回を限度とする。

(広告掲出の取り下げ)

**第5条** 雑誌スポンサーは、自己の都合により広告掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げの場合は、雑誌スポンサーは取り下げを希望する2ヶ月前までに、書面により館長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲出を取り下げた場合は、支払い済みのスポンサー誌の購読料は返還しない。

(その他)

**第6条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。